

## 長野市農業委員会 第 20 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 9 月 30 日 (木)  
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 16 分
- 2 場 所 141 会議室 (第一庁舎 4 階)
- 3 出席委員  
1 番 善財 良治                      2 番 池田 昌子                      3 番 青木 保  
4 番 曾根 信一                      6 番 岡村 豊                      8 番 青木 明夫  
9 番 小林 清男                      11 番 佐藤 太吉                      13 番 北村 守  
17 番 中澤 澄夫                      18 番 関 正和                      19 番 吉原 俊夫  
20 番 松田 光平                      23 番 和田 修                      24 番 北原 幸平  
25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
5 番 田中 章一                      7 番 鈴木 洋一                      10 番 村田千代春  
12 番 小滝 愛子                      14 番 中島 清                      15 番 林部 安壽  
16 番 羽田 悟                      21 番 酒井 昌之                      22 番 塚田 厚
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 市川 隆道                      主幹事務局長 榎 竹下今朝光                      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 竹内 晃仁                      係 長 西澤 忠                      主 査 萱間 宏美  
主 査 酒井 雅宏                      主 査 佐藤 康貴  
農業政策課  
係 長 市川 和正
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第 178 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 179 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 180 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 181 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 182 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について  
議案第 183 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について  
議案第 184 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について  
議案第 185 号 非農地決定について  
報告第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて  
報告第 82 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 83 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 84 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

- 報告第 85 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について  
(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第 186 号 第 6 回長野県農業委員会大会について  
報告第 86 号 農地所有適格法人への現地確認について

曾根会長代理 お忙しい中ご苦労さまです。先日、新聞を読んでいましたら食糧危機のはなしが載っていきまして 2050 年に世界の人口が 97 億人に達するそうです。その中で何が起こるかという、タンパク質が不足するというので、約 1 億トンのタンパク質が不足するという事です。そこで今注目されているのが食用のコオロギでその研究がすごく進んでいるそうです。コオロギというのは繁殖力がすごく強くて、将来的にタンパク質をコオロギから得るといのが凄く有望視されているみたいです。コオロギパウダーという研究が進んでいて期待されているということです。長野県ではイナゴを食べる習慣があるので、これからの食糧問題の中ではこういったものが注目されていくのではないかと載っておりました。

さて、第 20 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和ですが、通常ですと委員の皆さんにご唱和いただくのですが、新型コロナ感染対策のために、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着席のまま黙読をお願いいたします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ありがとうございます。ただいまから第 20 回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますのでご確認をいただきたいと存じます。本日の総会につきましては、現在の出席委員は在籍委員 25 名中 16 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。なお新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、8 月の地区調査会においてご了解いただき、8 月、9 月の総会については、会長・会長代理・地区調査会長以外の農業員の出席を半数として、総会の要件を満たす過半数を確保した上で開催させていただきます。挨拶ですが始めに青木会長よりお願いします。

青木会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。冒頭ですが、今朝ほどの信濃毎日新聞のお悔やみ欄にも掲載されましたけれども、南部調査会村田会長の奥さまが過日ご逝去されまして昨日告別式がございました。心よりお悔やみ申し上げます。昨日、村田調査

会長とお会いしたところ、皆さま方にくれぐれもよろしくお伝えくださいというメッセージをいただきましたので、あらためてここでご報告を申し上げます。

さて、いよいよ明日から10月になります。季節も大きな変わり目となりますけれど、ようやくコロナのほうも大きな峠を越えてくれるのではないかなというような状況になっております。既に新聞報道でもご承知のとおり28日の午後、政府がいわゆる緊急事態宣言及びまん延防止対策重点措置の、いわゆる都府県に対して今日をもって解除するということを決定されました。10月から、そういった行動の制約が相当緩和されるというふうに思います。当然、長野県も以前から少し下火にはなっていますけれども、一定のルールのもとで感染防止対策をしてきました。長野市におきましても、おかげさまでここ1週間ほどゼロ、もしくは1桁の新たな感染者ということで非常に喜ばしい状況にあると思っています。それに対する国としての取り組み、県や市の取り組みをそれぞれしておりますけれども、私どもも少なくとも基本的な感染予防策、マスク、手洗いうがい、それから当然、飲食につきましても一定のルールを守りながら、感染防止策に対しては引き続き気を緩めないでやっていきたいというふうに思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

話は変わりますけれども、9月10日に令和3年度の新規就農者の国の支援事業の面接会が農政課の主催で行われまして、農業委員会を代表して私が出席をさせていただきました。これは国の農業次世代人材投資事業ということで、これから新たに農業される方については準備型という制度、それから農業に就かれた新任者については開始型ということで、それぞれ準備で2年、それから開始で3年、計5年、国から一定の支援を受けながら新規に農業を立ち上げるという制度でございます。準備型をスタートするとき、それぞれ私ども面接をすることになっております。面接のメンバーは農業委員会、二つのJA（JAグリーン長野、JAながの）、そして県から長野農業農村支援センターの技術指導の担当者、あとは農政課の課長さんが出られて、それぞれ営農計画、それから既にスタートされた場合は年度末の確定申告の細かい調書類等々も事前に提出されてきて一定の目標、水準を達成しているかどうかということでのチェックをします。それに達していなかった場合、または達成が厳しい場合はそれについての対策をどうするかということで、次年度への新しい対策を見直した中での事業推進というふうになるわけですが、正直申し上げまして特に、去年から今年

にかけて天候不順で売り上げが、やはり本来計画した売り上げにいかないという新規就農者がおられました。初めての経験ということで結構、県や地域の先輩の皆さん方にアドバイスを求めて、一応なんとか目途はつけたようでもありますけれども、相当、天候不順で振り回されたという話も聞いております。

それから新たなもう一つの支援事業で長野市の単独事業でございます親元就農です。来年の4月から、それぞれのご自宅へ入る若い方たちの支援事業ですけれども、今回は5組の申請で、1組は夫婦で申請され、それぞれ面談をさせていただきました。4名が果樹です。新しくぶどうをやりたいという新人さんと、あとりんご、桃をやりたいという方。女性が1名单独でおられまして、女性の方は野菜に興味を持っているということで野菜をやって、ゆくゆくは食育活動に結びつくようなお話もございました。いずれの5名ともきちっとした営農計画、農地の確保等々、規定をクリアしてもらって、少なからずこの制度については、前進するのではないかなというふうに思っています。特にこの中で新しい就農者の皆さま方には、お話し申し上げたのですけれども、農地でお困りのことがあれば農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さま方が長野市で67名おられますので、ご相談してくださいというお話を、私のほうから面談者ごとにPRしました。もしそういうお話があったら、すいませんけれども地元の新しい戦力になりますので、ぜひ皆さん方、面倒がらずに相談に乗ってやっていただきたいというふうに思います。事務局のほうへも遠慮しないで電話くれというお話しをしていますので、育てるという観点でご協力いただければありがたいというふうに思っています。

それからこの夏の農業気象災害について長野市の農林部のほうから数字が発表されました。裏面に書いていますけれども7月11日の若穂、松代における、雹の災害ですね。それから篠ノ井塩崎地区での豪雨による突風の問題もありました。あとお盆の11日から15日の長雨等々による特に桃の果実落下、これらにより総額で6,630万円の被害がありましたという報告を受けております。

それからもう一つ触れておきたいのですけれども、これは新聞で長野県の去年の農業産出額が約3,000億に達しましたということです。特に輸出が金額的にはそんなに高いほうじゃないのですけれども、間違いなく輸出も伸びているということです。その中心がぶどうだということで、香港だとか東南アジア、台湾等々を中心に、ぶどうがやはり伸びているというふうに出しております。3日ほど前の新聞に掲載されていましたが、ぶど

う（シャインマスカット）は全国 44 都道府県で栽培されているそうです。いずれにしても競争はどんどんこれから激しくなるなどというふうに感じております。今年も結構、出来についてはいろいろと天候不順でばらつきがあったようですが、長野県としての明るい材料の一つでございますのでぜひ今後伸ばしていきたいと思っております。

いろいろ述べさせていただきました。きょうの議題は経基法がございまして、それから法人さんの提案も一つございまして、皆さん方、それぞれ調査会でご審議いただいておりますけれどもあらためて、中身の確認を含めてよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で私の冒頭の挨拶とします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして市川事務局長よりお願いいたします。

市川事務局長 こんにちは。事務局長の市川でございます。本日はご多用の中、青木会長をはじめ委員の皆さまには、第 20 回の長野市農業委員会総会に出席いただきましてありがとうございます。さて、この秋の収穫期には、農作物の盗難被害が増加しております。生産者の皆さまが非常に辛い思いをしているというニュースが連日あるわけでございますけれども、この度、長野市の農業政策課におきまして庁用車に貼り付ける、こういったマグネットシートを作成いたしました。農作物、農機具の盗難警戒ということでございまして、こちらの農林部の庁用車両と農業地帯の支所の庁用車のほうに両側に貼り付けて業務時に走行するというところでございまして、盗難被害防止の啓発、注意喚起に役立てるということでございましてお知らせをいたします。

本日の会議は、コロナ感染拡大防止のため出席委員の人数を減じての開催となっております。皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解をお願いいたします。事務局のほうでも説明を簡潔にさせていただくなど会議時間の短縮に努めたいと考えております。

ここで事務局職員の人事異動についてご報告を申し上げます。この 10 月 1 日付けで、西部地区担当の萱間主査が市民窓口課へ異動となります。この後、萱間主査から挨拶を申し上げます。転入は資産税課からの駒村主査ですが、萱間主査の後任は事務局内で酒井主査が担当させていただくということにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事項は農地法関係等の議案が 9 件、報告案件の 6 件でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。続きまして萱間主査からご挨拶を申し上げます。

萱 問 主 査 事務局の萱問です。10月1日付けで市民窓口課のほうに異動することになりました。マイナンバーカードの交付事業を担当することになりました。去年の4月に農業委員会事務局のほうに異動になり、西部地区を担当させていただいて、何も分からない状況の中でご迷惑をお掛けすることもありましたが、皆さんにご協力いただいで支えていただきまして本当にありがとうございました。また庁内におりますので引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

曾 根 会 長 代 理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号17番 中澤澄夫委員。議席番号18番 関正和委員にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に農業委員会の委員は自己または農業親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。再確認をいたします。本日の議案案件の中に委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出をください。特にありませんね。

【該当者なし】

議 長 それでは、なしと確認いたしました。次に議案の訂正の報告を事務局よりお願ひいたします。

萱 問 主 査 事務局の萱問です。議案の訂正事項についてご報告いたします。総会での新たな訂正がありまして本日お配りしました、農地法議案本冊の10ページ、議案第181号農地法第5条の番号4の農地区分、川中島町御厨原沢●●の3種が1種に訂正となります。また同じく番号4の備考欄、許可基準・不許可の例外根拠法令「令11-1-2-イ、則33-4（集落接続）」を「令11-1-2-ハ、則35-5（既存拡張）」に訂正となります。詳細については後ほどご説明をいたします。また先日の調査会でもご報告いたしましたが、農地法議案の11ページ、議案181号農地法第5条番号8の備考欄、農地区分根拠法令、「令14、則43-2-ハ」を「令14、則43-1」に訂正となります。訂正は以上です。

議 長 本日は農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び審議の流れについてご説明をお願ひします。

竹下主幹兼  
事務局長補佐

事務局の竹下です。農家創設法人参入案件について説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。本日の議案の議事にかかる別冊 1-2 になりますが議案第 182 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、この 83 ページの番号 182 番及び 98 ページの番号 225 番の案件。これと関連で別冊 3 になりますが議案第 184 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についての 3 から 4 ページの番号 6 番になりますが、本件は法人の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の担当者から事情聴取を事前に行うものです。●●株式会社が松代町及び篠ノ井東福寺地区の農地に賃貸借権を設定して農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。既に地区調査会に出席し営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をするということでお越しいただいております。審議の流れについて説明いたします。まず調査会長から補足説明及び調査結果の報告をお願いします。次に現在、外で待機中の法人の担当者が入室し営農計画の説明をしていただき質疑応答を行います。質疑応答終了後、法人担当者には退席していただき、その後、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上です。

議

長

ただいま事務局から議案と審議の流れについて説明がありました。続いて東部地区調査会長から、法人の営農計画についての調査結果及び補足説明をお願いいたします。なお資料は別冊 5 の他、関連議案は別冊 1-2 の議案第 182 号及び別冊 3 の議案第 184 号になります。それでは東部調査会長をお願いします。

北村地区調査会長

東部地区の北村です。9月 24 日に調査会に来ていただきまして説明をいただきました。その中で健康食品の製品については現在輸入に頼っているということですが、輸入も安定的な入荷が期待できないということや、価格のばらつきとか、あるいは製品が乱雑に扱われているような問題、あと農薬の残留などの問題があるということで、今までも農家に託して生産物を出していたんですが、農作物を生産するということが必要になってきたということから、西寺尾とか清野とか、その周辺で 70 アール強ですけど、そこの農地を借り受けまして自社で生産をしたいということで説明がありました。これからも農地をもっと借り入れて生産量を高めていきたいというようなことで、結構しっかりやられている会社に見受けられましたので、調査会としては特に問題はなしということで了解を得られました。以

上です。

議 長 ありがとうございます。それでは法人の●●株式会社さん  
ご入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 どうぞお座りください。ご苦労さまでございます。長野市農  
業委員会でございます。本日はお忙しいところお越しいたき  
ましてありがとうございます。それではまず●●株式会社様  
の自己紹介及び会社の概況、営農計画等々についてご説明をお  
願いいたします。よろしくお願ひします。

法 人 担 当 者 どうもよろしくお願ひいたします。●●株式会社顧問をして  
おります●●と申します。

私の所属する会社になぜ長野県がついているかと言います  
と長野県では戦後、薬草の採取が盛んで県が音頭をとって作っ  
た会社ですから長野県がついています。

県が作った会社で初代社長は県会議員でありそれで●●株  
式会社というのができたのです。それから25年。ところが県が  
会社を持つのはおかしいということで、3年後には完全に民間  
に移行した会社です。そのまま今日にいたっているのですけれ  
ど、名前をそのまま使っているものですから、●●株式会社と  
長野県の名前を堂々と使っているわけです。会社の内容ですけれ  
ども薬草の集荷と加工です。加工というのは相手側の納品先  
から小さくしてほしい、粉にしてほしいとかいろいろ注文があ  
る。その加工をしていることと、それからもう一点、医薬品の  
原料を作るということで厚生労働省の許可を得た医薬品製造  
業を行っています。その二つです。

その中で、薬草を集めるのに非常に最近困難になってきてい  
ます。全国的には約8割は輸入品です。当社の場合は3割輸入  
しておりますけれども、どうしても輸入品は、ばらつきがある  
ということ、品質が悪いついていうこと。特に海外からの輸入は  
中国が生活レベルの向上で、輸出を絞ってきているということ  
で価格の高騰が出てきているということで、ぜひ薬草を栽培し  
たいというのが、今回の目的でございます。会社も5年前に定  
款を変えまして薬草の集荷と加工だけでなく薬草栽培をす  
るようにしました。5年ほどしてやっぱりこれだけではとても  
足りないということで、思い切って皆さま方のお力を借りて農  
地を借りられることができたということなので今回申請したわ  
けでございます。

資料の2ページ、現在の農業労働力は、常務の他に、リーダ  
ーとして課長、若い社員が2人。農業をどうしてもやってみた  
い。特にサラリーマン的な農業で雨の日は会社に来て仕事し



て、普通の日には現地に行って農業をする。そういう若者が出てくるようになりまして2名採用しました。あとは草取りのパート等で現在やっております。道具についてはまた後ほど説明します。

3ページのほうに経営内容を書いていますけれど、ゴーヤ、菊芋、センブリ、かのか草、ハブ草、延命草を栽培します。このうちゴーヤと菊芋は健康食品に使っているもので意外と、この頃健康志向で、そういう希望がありますが、売ってないので栽培するしかないのです。あとセンブリやかのか草は医薬品の原料として作っています。さらに生産拡大して様々なものを作りたいというのが趣旨で、このような経営規模としました。一番下に関連事業ですが、生薬は要するに薬草のことで、生のうちは農産物で、加工しますと生薬という名前で販売します。その他に健康食品販売、医薬品製造業を行っています。

次の4ページの営農技術については、現在長野県では農政部園芸畜産課がバックアップして、薬草を作るように講習会を開いたりしてくれております。それから農水省のほうも4、5年前からたばこが下火になり、その予算を、そのまま薬草に移すということで、真剣になってやっていただいております、私どもも今の過程で薬草の乾燥機とか、それからいろんな資料を作るときの補助金などを農水省から得ています。それからバックアップはその他に●●とか●●さんが来て指導していただいております。

そして5番目に農業機械、設備の所有状況ですが、ここに書いてある通りです。これは2年前の水害のときにみんな駄目になり、それを補助金も使いながら、現在これだけの所有状況となっています。それから資金計画ですが、全て自己資金で行います。会社の方針として、集めるのが大変なので、自分たちでぜひ薬用植物をたくさん作りたいというのが趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

議

長 ありがとうございます。ただいま●●株式会社様から営農計画についてご説明いただきました。これより質疑応答に入らせていただきます。ご意見ご質問のおありの方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

東部調査会でもお話を申し上げましたけれども、新しい分野の農作物という意味では、非常に私どもも期待をさせていただきたいというふうに思っていますし、特に先ほど出た葉たばこは、かつて中山間地域の特に西山地区では栽培が盛んに行われていました。ですけれども、労働力がかからず、高齢者でもある程度できて、一定の収入を得られるということでは、長野市

においても、そういった分野を●●さんのほうでスタートしていただくのであれば、色んな面でPRをしたり、それから地域の農業振興に活かすことができればありがたいなというふうに思っています。私どもとしてはご期待申し上げるところであります。他ございませんか。

曾根会長代理  
議 長

1点お願いします。

はい、曾根代理どうぞ。

曾根会長代理  
法人担当者

よもぎの栽培はどのくらいやられている人がいますか。

よもぎは今、栽培されている人もいますが、ほとんどは野生のものを集めてきております。今一番生産が大きいのがアカザです。高さが2m50cmくらいまで成長しましてビーバーで刈るんですね。そして乾燥してうちの会社に持ってきていただいており、現在乾燥品で7トン買い上げております。

議 長  
法人担当者

7トンですか。

生にするとすごい量です。だからやり方によっては非常に利益が出ますが、ただもともとが安いものですから、なかなか皆飛びつかないんですね。だからうちがやってノウハウを皆さんに覚えていただいて自分でも作っていただければ、非常にこれからの長野県の薬草栽培も盛んになるのではないかなと思っております。

議 長

すみません。参考までにアカザ1キロ乾燥品で幾らくらいするんですか。

法人担当者

アカザですと、乾燥品で1キロ500円前後です。

議 長

生ではなくてですか。

法人担当者

ままごとの的に作ったのでは大してお金にならないんですね。大掛かりでビーバーで刈るくらい畑を大きく作れば利益が出ます。十分にそれで生活している人が何人か長野県でもおります。

議 長

長野市でおられますか

法人担当者

長野市では松代におひとりいらっしゃいます。ご存じの方もおられるかもしれませんがすごく大規模にやられています。

曾根会長代理

あとはシャクヤクの根なんかどうでしょうか。

法人担当者

シャクヤクもいいんですが、5年ぐらいしないと根が使えないんです。だからその間をどうするか。例えば1反歩ずつ5年、5カ所で順番にしていけば毎年利益を上げられることになります。薬草はそういうノウハウがあるわけですね。センブリは2年かかるんです。1年目で収益ゼロです。そうすると次の年は隣で作っておくと、それから毎年販売できることになります。そういうノウハウはどうしても必要になってきます。

議 長

参考になりました。

北村地区調査会長 1点だけお願いします。農薬はどうされていますか。

法人担当者 薬草は、もともと天然のものですから一切農薬を使っていません。天然のものは雑草の中から出てくるんですけど、栽培したものは非常に弱々しい薬草になってしまい草に負けます。ですから草取りのパートさんを常に置いています。

議長 他よろしいですか。●●さんありがとうございました。私どものお話お聞きした内容も含めて検討させていただきます。どうもお忙しいところお越しくださいますとありがとうございます。

法人担当者 よろしくをお願いします。

議長 ご苦労さまでございました。

法人担当者 失礼します。

議長 【法人担当者退室】

議長 ただいまの案件に関しては、この後、行う議案第182号及び第184号で審議を行います。議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第178号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。説明の前に本日の資料ですが、農地法の議案にかかる本冊の他に農業経営基盤強化促進法に関するものが、別冊1-1、1-2、1-3の3冊、それから経基法の規定により定めた集積計画の一部取り消しに関する別冊2、それから農地中間管理事業に関する別冊3、農地中間管理事業の報告に関する別冊4、それから今お話をいただきました法人農家創設の別冊5でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案第178号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第20回総会農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から4ページの12番までの12件でございます。内容は所有権移転案件が10件、賃貸借権設定案件が1件、使用貸借権設定案件が1件となります。なお1ページの2番は空き家に付随する特定農地として、令和3年8月31日の総会で指定したものです。また1ページの3番、4ページの12番は関連する農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いましていずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明がありました本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討していただいております。それでは各地区

調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。始めに西部地区調査会長から1番から3番お願いします。

岡村地区調査会長 西部地区の岡村です。先般の調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており問題ないと3件とも処理をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして中部地区調査会長から4番、5番をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区になります。4番、5番でありますけれども、まず簡単にコメントさせていただきますが、4番は受人が●●さんという方で会社の役員をされております。また5条のほうでも少し出てきております。ですが企業経営と同様、農業をやっておりますして農業資格がありますので問題ないというふうに思います。5番ですけれども、渡人ですが被相続人ということで●●さんという方は亡くなれております。この方の相続人が全くいないという中で、管財人が家と家の裏にある農地を処分し受人が買ったというものでありまして、農地法上は全く問題ないというふうに、いずれも許可条項に適合していると考えます。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長は本日、欠席ですので南部地区調査会の吉原委員から6番、7番お願いします。

吉原委員 南部地区調査会の吉原です。よろしくお願いいたします。6番、7番ですけれども6番は無償、7番は有償による所有権移転です。地区調査会で検討した結果、下限面積をクリアしているもので問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から8番から12番をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。8番からになります。8番については埼玉県の遠くにいる方ということ、それ以外については高齢の方ということ。許可条件に適合しております。特に問題ないというふうに判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので採決に入ります。議案第178号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全委員のかたがたの賛成を得るこ

とができましたので、議案第 178 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして議案第 179 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼  
事務局 長 補 佐

議案第 179 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。5 ページをご覧ください。本案件につきましては本年 2 月 26 日開催の第 13 回総会において、農地法第 4 条による農業用倉庫進入路への転用案件として許可相当と決定し県に進達し、3 月 9 日付けで許可となった案件です。今回、変更申請があったもので変更内容は敷地を拡張し農業用倉庫 1 棟を増設するものであり、変更理由は収納する農業用機械の台数が増えるためとなっております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議

長

ただいま事務局より説明ございました。それでは東部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長

東部地区の北村です。4 条のこの関係につきましては、車庫の増設と機械を収納する土地の部分を追加したいというようなことであります。許可条件に適合しておりまして特に問題ないというふうに判断しました。

議

長

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局説明、並びに地区調査会長報告について発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特段ありませんか。

【質疑なし】

議

長

それでは特に質問ご意見ないようでございますので採決に入ります。議案第 179 号の計画変更申請を承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

ありがとうございました。全員の挙手を確認させていただきましたので、議案第 179 号は原案の計画変更申請を承認相当と決定をいたしました。

続きまして議案第 180 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼  
事務局 長 補 佐

議案第 180 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 点です。ただいまの議案第 179 号と関連する案件であり、増設する敷地に農業用倉庫を建築する転用案件です。内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております許可要件に照らし立

地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどお願い申し上げます。

なお先月の総会で許可すべきものをご決定いただき県に進達いたしました、農地法第4条の2点の案件は全て許可済みとなっております。また7月の総会でご審議をいただきました、駐車場からペット火葬施設への計画変更申請についての案件ですが、県において9月10日付けで承認となりました。県の判断では農地法上、特定の業種について制限する規定がないこと、また事業実施にかかる関係法令等への抵触や、周辺の農業への影響が認められない場合は不承認とすることはできない、というものでございます。以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。それでは案件につきまして東部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 　　東部地区の北村です。先ほどの179号の変更申請と関係しているんですが、その農地に新しく倉庫を建てるということで、そこにトラクターとか、そば刈り機という部分を入れるということでもあります。特に許可条件に適合しております。特に問題ないということで判断しました。

議 長 　　ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　　意見がないようですので採決に入ります。議案第180号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　　全員確認できましたので、議案第180号は許可相当と決定をいたしました。次に行きます。続きまして議案第181号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 　　議案第181号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。9ページをご覧ください。番号1番から12ページの11番までの11件です。

1番は市道舗装工事の施工に要する建設機材及び資材置き場として一時使用するもので、許可日から令和4年3月31日までの一時転用案件です。2番は駒沢川の河川工事に伴う工事現場事務所、仮設道路、資材置き場設置のため一時使用するもので、許可日から9カ月間の一時転用案件です。10ページをご覧ください。3番は無線通信基地局の基礎工事に伴う工事用

業敷及び仮設通路として一時使用するもので、許可日から令和4年1月31日までの一時転用案件です。4番は駐車場を設置する転用案件です。5番、6番、及び11ページの7番は住宅敷地を拡張する転用案件です。8番、9番は駐車場を設置する転用案件です。10番は農家住宅を建築する転用案件です。12ページをご覧ください。11番は駐車場を設置する転用案件です。なお4番については、転用面積が30アールを超えており、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会でご審議をいただいた結果を含めて、県で許可、不許可の判断を行うものになります。

以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。なお先月の総会で許可すべきものをご決定いただき県に進達いたしました、農地法第5条の11点の案件のうち10件は許可済みとなっておりますが、開発許可が必要な1件につきましては許可証がまだ届いておりませんが、許可が間違いのないものと考えております。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。それでは1番から11番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。始めに北部地区調査会長から1番から3番お願いいたします。

関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。1から3番の3件につきまして、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　　続きまして中部地区調査会長から4番から6番お願いします。

北村地区調査会長 　　4番から6番ですが、4番について少しコメントさせていただきます。10ページの4番と、先ほど事務局のほうから訂正票をお渡ししましたが、それを見ながらお聞きいただきたいのですが、まず本件は株式会社●●の従業員用駐車場設置のための転用案件になります。中部地区調査会ですけれども、そこにおける現地調査では周辺農地の営農に支障が生じる恐れがなく、また地域の方が働く会社の従業員の方の駐車場ということでありまして、筆が二つあるんですが●●は3種農地という位置付け、それから●●ですが、これは集落接続を許可基準として調査会としては許可相当という判断をいたしました。

しかしその後県が申請書類の事前確認を行う中で、2点ほど

指摘がありました。具体的に申し上げますと、まず上の段の●●ですが、これは事務局のほうは病院、学校が近くにあり、上下水道管がある道路に面しているということで、3種という判断をしたんですが、県のほうは敷地には面しているけれども、その道路に面している部分が少ないということ。専門用語では旗竿地と言うんですけども、そういうことで3種農地とは言えないのではないかという見解が示されております。それからもう一つは、下段の●●ですけれども、1種農地として集落接続を許可の要件として考えたんですけども、県のほうは、集落の通常発展の範囲とは言えない大規模な工場等については集落接続という考え方は、その論理を使うのはなじまないというような言い方で指摘を返してきております。

結論的なことを言います。そのためこれらの県の判断を踏まえて、そして県との調整の上、●●を3種農地から1種農地に変えて、つまり二つとも1種農地になるんですが、2筆とも許可要件を既存の拡張ということに変更するということにしました。それが4番です。

5番は親族の農地 33 m<sup>2</sup>の小さな部分を長い間、自分の宅地として使用してきたんですけど、この度、整理をきちっとしたいということ。もう年も取ってきたということで分筆購入して宅地に転用する案件となります。6番も県道 35 号線という大きな道路ですが、その拡幅で収用されて更地になっている部分が売り出されているんですが、その一部に農地が二つありまして、その農地 41 m<sup>2</sup>も受入れ一体的に購入して活用したいということでもあります。説明が長くなりましたが、いずれも周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないため許可相当というふうに判断しております。以上です。

議長 長 それでは続きまして南部地区、吉原委員さんから7番から9番お願いします。

吉原委員 南部地区調査会の吉原です。7番につきましては庭として転用するものです。8番、9番は駐車場として転用するものです。なお7番と8番は同じ渡人と受人になりますが、転用目的及び立地基準が異なるため別々の議案としています。いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして東部地区調査会長から10番、11番お願いします。  
北村地区調査会長 東部地区の北村です。10番については農家住宅の建替え、11番については駐車場の設置ということでもあります。調査会で検討した結果許可条件に適合しているため、特に問題はないということで判断させていただきました。



議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようです。ということで採決に入らせていただきます。議案第 181 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成が確認できましたので、議案第 181 号は全て許可相当と決定いたしました。

ここで次の議事に入る前に 10 分ほど休憩を取りますけれども、よろしいですか。2 時 35 分スタートとさせていただきます。では休憩に入ります。

【休 憩】

議 長 全員そろいましたので議事を再開いたします。

続きまして議案第 182 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 農業政策課の市川と申します。着座で失礼いたします。議案  
市 川 係 長 第 182 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。同法の基本構想を掲げる市町村においては農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされており、利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること。3、利用権の設定するときについて関係権利者の同意を得ていること。4、下限面積についてであり、以上の要件を全て満たすことを確認しております。

それではお手元の議案別冊 1-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで総件数 439 件、総面積 477,960.48 m<sup>2</sup>でございます。ページ 1 ページお戻りいただきまして 1 ページです。賃借使用貸借の面積を期間別に示したものでございます。合計数字は先ほどと同様で今回利用権の設定を受ける方 102 名、利用権を設定する方 286 名となっております。以上につきましてご決定いただきますようよろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは審議に入らせていただきます。まず 1 の所有権移転関係について順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑

応答を行った上で所有権移転関係だけ単独で採決を行います。

次に利用権設定の関係です。1から5の賃借権、使用貸借権につきましては、一括して報告いただきます。なお6の農地中間管理事業、賃貸借権と7の農地中間管理事業の使用貸借権につきましては、農地中間管理機構が借受要件に合致した地域の担い手等に貸し付けておりますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお別紙の案件につきましては農家創設案件がございますので、この後、議案第184号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画の意見聴取を審議した後、審査から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。いいですかね、その方向で進めさせていただきます。

それでは始めに1の所有権移転関係の1番から9番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。始めに北部地区調査会長から1番お願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。北部地区調査会の案件につきましては原案のとおりで良いというように判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から2番お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。2番の案件につきましても許可要件に適合しておりまして問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして南部地区調査会、吉原委員から3番から6番までお願いいたします。

吉 原 委 員 南部地区調査会の吉原です。3番から6番の所有権移転はいずれも下限面積等、諸要件を満たしており問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは東部地区調査会長から7番から9番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。7番につきましては高齢、8番については遊休農地の解消、9番については体調が悪くて所有権を移転したいという、それぞれの内容ですが調査会で検討した結果では、特に問題ないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及びいただいた地区調査会長からの報告

で発言のある方は、挙手をお願いします。いかがでしょうか。  
特にありませんね。

【質疑なし】

議 長 それでは質問がございませんので、所有権移転関係のみ採決  
に入らせていただきます。所有権移転関係につきまして原案の  
とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認させていた  
だきましたので、所有権移転関係については原案どおり、決定  
をさせていただきます。

続きまして2から5の利用権設定関係の審議を行います。利  
用権設定関係につきましては6年未満の賃貸借権が11件、そ  
れから6年から10年未満の賃貸借権が3件、使用貸借権が10  
件です。この件につきまして各地区調査会長から、検討結果に  
ついてのご報告をお願いします。始めに北部地区調査会長のほ  
うからお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。全て原案のとおりで良いと判断い  
たしました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長をお願いします。

岡村地区調査会長 西部地区調査会の岡村です。許可条件に適合しており、問題  
ないと調査会で判断をさせていただきました。

議 長 続きまして中部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。中部地区の案件、原案どおり決定する  
ことで問題ありません。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会、吉原委員さんからお願いします。  
す。

吉 原 委 員 南部地区調査会、吉原です。南部地区の利用権設定案件につ  
いて、南部地区調査会で検討した結果、下限面積等、要件を満  
たしており問題ないと判断いたしました。以上です

議 長 それでは東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。調査会では原案どおり決定することで  
特に問題ないということで、判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。別紙の  
農家創設案件以外の利用権設定関係について、質疑採決を行  
います。先ほどの農業政策課の説明及びただいまの地区調査会  
の報告についてご発言のある方は挙手をお願いします。いないで  
すね。

【質疑なし】

議 長 質疑はございませんので利用権設定関係についての採決に  
入ります。別紙の農家創設案件以外の利用権設定関係につい

て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できました。以上で議案第 182 号は別紙の農家創設案件以外の案件については、全て原案どおり決定をいたしました。

続きまして議案第 183 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 議案第 183 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定についてご説明申し上げます。議案別冊 2 をご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定めることとされており、取消しの決定を行う場合も、農業委員会の決定を得ることが必要であるとされています。そこで決定をお願いするものでございます。

今回、取消しの決定を求める議案は 1 件です。公告日は令和 3 年 9 月 1 日で 9 月 30 日の農業委員会の総会で決定いただいたものです。取り消す農地利用集積計画は所有権移転関係です。所在、豊野町大倉中田●●、地目は田、面積は 228 m<sup>2</sup>外 2 筆でございます。貸付人は●●さん、借受人は●●さんです。所有権の移転時期は令和 3 年 8 月 15 日を予定しておりました。今回の取り消しの理由ですが、貸付人の●●さん死亡のためでございます。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま農業政策課さんから説明がありました。それでは北部地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いいたします。

関地区調査会長 北部地区調査会の関です。取り消し理由が死亡によるとありますとおり、特に原案の通りで問題ないという判断をいたしました。以上です。

議長 それではこれより審議に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告についてご意見のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんね。

**【質疑なし】**

議長 それでは採決に入ります。議案第 183 号を原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので議案第 183 号は全て原案のとおり決定となります。

続きまして議案第 184 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課  
市川係長

議案第 184 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について説明いたします。別冊 3 をご覧ください。農地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において市町村は必要であると認めれば、農業委員会に意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し意見聴取をお願いするものです。それでは別冊 3 の 1 ページ目からご覧ください。今回、権利の設定を受ける方 6 名。賃貸借及び使用貸借で 21,047.33 m<sup>2</sup> を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

2 ページをご覧ください。今回 6 名おりまして全て農家創設になります。番号 1、●●さんがくるみ、ヘーゼルナッツ、ワッサーの栽培で豊野町豊野地区において農家創設をする方になります。番号 2 番、●●さんは下駒沢においてぶどうの栽培をする方、●●さんは檀田において水稲、野菜の栽培をする方、●●さんは赤沼地区においてりんごを栽培する方、●●さんは篠ノ井小松原地区におきましてりんごの栽培をする方、最後に●●株式会社におきましては篠ノ井東福寺、松代町清野、松代町東寺尾地区におきまして薬草の栽培で農家創設をする方になります。説明は以上になります。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま農業政策課さんより説明がございました。それでは各地区調査会長から検討結果等につきまして報告をお願いいたします。始めに北部地区調査会長から 1 番から 4 番お願いします。

関 地区調査会長

北部地区調査会の関です。4 件につきまして、いずれも農業に関心を持っており、営農計画書に基づいて、調査会のほうで説明を求めました。先ほど申し上げたように意欲を持って取り組みたいということでありますので、4 件とも農家創設者として適任だというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長

続きまして南部地区調査会、吉原委員さんから 5 番をお願いいたします。

吉 原 委 員

南部地区調査会の吉原です。5 番の●●さんは篠ノ井小松原と岡田地区の農家創設になります。地区調査会では営農計画等、営農の方針を説明いただきましたが、今勤めている会社の都合で 58 歳定年ということで、その後の生活設計で農業を始

めるという決断をされたそうです。今後りんご栽培を中心に積極的に耕作を継続できると認められますので、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から6番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。6番につきましては先ほど説明がありました、●●さんでございます。調査会で営農計画等を聞きましたが、特に問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第184号を原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認とれましたので、議案第184号は全て原案のとおり決定いたしました。

それでは、ただいまの決定を受けて先ほど保留となっておりました議案の第182号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてのうち、別紙の農家創設案件について発言のある方は挙手してお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問は無いようですので採決に入らせていただきます。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。従いまして議案第182号につきましては、全て原案のとおり決定といたしました。

続きまして議案第185号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第185号 非農地決定について、ご説明を申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。番号1番から14番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により、総会で非農地決定をお願いするものでございます。

表の下に集計が載っておりまして今月ご決定いただくものは、山林が1筆で面積が690㎡、原野は13筆で面積は5,449.52

- m<sup>2</sup>。合わせて 14 筆、6,139.52 m<sup>2</sup>でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局より説明がありました。これより審議に入ります。発言のある方、挙手をしてお願いいたします。よろしいですか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 185 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できましたので、議案第 185 号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして報告第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼事務局長補佐 報告第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについてご説明いたします。資料は本冊の 15 ページになります。本件につきましては理由欄に記載のとおり、本年 6 月 30 日開催の第 17 回総会において、許可相当と議決いただき県へ進達したものでございますが、都市計画法との再調整で事業計画の見直しが必要となり、申請者から取り下げ願ひが提出されたものであります。なお、見直し後にあらためて転用申請が提出される予定であるとお聞きしております。報告について説明は以上でございます。
- 議 長 ただいま事務局から報告第 81 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんかね。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 では質問等がございませんので報告案件でございますので、ご了承いただくようお願いを申し上げます。
- 議 長 続きまして報告第 82 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 の規定による届出について、報告第 83 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告第 84 号 農地法第 4 条の規定による農業施設（2 アール未満）の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼事務局長補佐 報告第 82 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。17 ページをご覧ください。番号 39 番から 18 ページの 46 番までの 8 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出れば良いことになっております。4 条の転用届となり自己転用いわゆる農地の権利移

動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告 83 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 90 番から 21 ページの 99 番までの 10 件です。同じく市街化区域内の届出ですが 5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては、記載のとおりとなっております書類等、特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 84 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。23 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等、特に問題はなく事務局長専決により、受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま事務局から報告第 82 号、第 83 号及び第 84 号についての説明がありましたが、ご発言のある方、挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 では質問がないようでありますので、報告関係でございましてのでご了解いただくようお願いいたします。続きまして報告第 85 号 農地法中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 市 川 係 長 報告第 85 号の農地法中間管理事業に関する、農用地利用配分計画（案）の報告についてご説明いたします。資料は別冊 4 になります。本件につきましては市内で就農している担い手への利用配分計画ですが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について権利移転及び更新をするものでありますので意見聴取ではなく報告とさせていただきます。それでは 1 ページをご覧ください。

今回権利の設定を受ける方 2 名で、賃貸借により 2,908 m<sup>2</sup>を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。2 ページ目をご覧ください。番号 1 番、●●さんは権利移転により



金箱でさくらんぼを栽培する方になります。番号2の株式会社●●さんは川中島町今里で小麦の栽培を行うため、中間管理事業の更新で借り受けをする方になります。報告について説明は以上でございます。

議 長 　ただいま事務局から報告第 85 号についての説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。ないですね。

【質疑なし】

議 長 　ないようでございますので報告案件でございますので、ご了解をいただきますよう、お願いを申し上げます。以上で農地法等に関する事項についての議事が終了いたしました。

次にその他、農業委員会業務に関わる事項について審議いたします。議案第 186 号 第 6 回長野県農業委員会大会についてを議題といたします。本件につきましては今月の各地区調査会で、事務局から説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等検討状況含めて、議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 　事務局の竹内です。お手元にお配りしてあります総会資料、議案第 186 号 第 6 回長野県農業委員会大会についてをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、農業会議から要請決議素案への意見照会ということで依頼が来ておりました。9月の地区調査会でそれぞれ検討いただきました。この2枚目をご覧くださいと思いますが、地区調査会から出された意見2点ほど掲載してございます。

まず1点目ではありますが、要請決議2ページの2番の活かすべき農地の維持・確保のための条件整備の促進について、その中の(2)番、条件不利地域における農地整備等の支援強化、こちらをご覧くださいと思いますが、この中で、中山間地域では小規模ほ場が多く、担い手への貸し付け要件を満たさないものが多いということで書かれておりますが、条件不利地域に限らず、平地農業地域でも同じ課題を抱えているのが実情ということで、中部地区調査会から意見が出ております。

それからもう1点ですが、素案の最後のページになりますが、米対策についての2行目のところに長期的な落ち込みや米価の下落が懸念されていると書かれてございますが、北部調査会から、米の価格が2年連続で下落するという見通しとなったとの新聞報道が、9月16日にあったことから、もう少し強い言い回しの要請が必要との意見をいただきました。事務局としましては、この2点について、農業会議のほうに長野市農業委員会の意見として上げたいと考えておりますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　ただいま事務局より説明がありました。2つの地区調査会で

意見をいただいた様でございますけど、調査会長から特に補足説明、ご意見等ございますか。今、事務局から説明をいただいた内容で十分ということでございますので、これについての審議に入りますけども、ご意見のある方ございますか。内容について、意見も含めて、よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは特段ご意見ありませんので、これで採決に入ります。議案第 186 号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成でありましたので、議案第 186 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第 86 号 農地所有適格法人の現地確認についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします

酒 井 主 査 事務局の酒井です。報告第 86 号 農地所有適格法人の現地確認につきまして、お配りしました A3 折り込みの資料 2 をご覧ください。先日の地区調査会では、現地確認を行っていただく委員及び法人希望日とのすり合わせをしていただきまして、ありがとうございます。その後、各法人と連絡を取り、資料 2 の訪問日時、担当委員、訪問場所、集合場所を設定いたしましたので、今回報告いたします。なお現地確認をしていただく各委員の皆さまには、事前に資料を郵送等でお送りしたいと考えております。また 11 月に法人調査を実施する委員の皆さまには、10 月の各地区調査会にて事前の資料を配布させていただきたいと考えております。報告は以上になります。

議 長 事務局から報告第 86 号についてご説明いただきましたけれども発言のある方は挙手をお願いします。農地所有適格法人の現地確認について内容の理解と、今後についての確認でございましたけどよろしいですか。それでは各地区調査会で分担を決めていただいた計画どおり実施をよろしく願いいたします。ありがとうございます。その他、特に議事として、皆様から何かありますか。

無いようですので、予定していた議事が全て終了いたしました。これで私の議長の任を解かさせていただきます。ありがとうございました。

曾 根 会 長 代 理 青木会長、大変お疲れさまでした。次に 8 のその他に移りますが、今月の議事全体を通しまして、お聞きの皆さんからご質問等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ最後に事務局から、今後の日程説明も含めて願います。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。皆さんのお手元に議案以外の資料をいくつか配布してございます。まず1点目、市長選が近づいてきておまして、委員の皆さまは特別職の地方公務員ということでありまして、選挙のたびに注意事項をお配りしてございますが、地位を利用した選挙運動の禁止ということでもたご覧いただきたいと思います。それから2点目の資料が、コロナ中小企業者等特別応援金ということで農業会議から情報提供がありましたので、周りの方から問い合わせがあれば、県のほうを案内していただければと思っております。

それから長野市でのクールビズについて、皆さん今ノーネクタイでお越しいただいておりますが、暑い日が続いているということで、10月15日の金曜日まで延長したということで連絡がありましたので、クールビズの延長ということでご案内させていただきます。

そして最後に、長野市農業フェアのチラシですが、10月24日の土曜日にビッグハットで行うということで、皆さんご都合良ければ、こちらの会場にお越しいただければと思っております。お配りした資料は以上になります。

今後の日程ということで次第をご覧ください。次回の総会が10月29日の金曜日の午後1時半からになりまして、会場は第二庁舎の10階202会議室、通常203会議室で行っているんですが、市長選挙の前ということで選挙管理委員会が203会議室押さえておまして、若干狭い部屋になってしまいますが、ご了承願います。次第の裏面になりますが、10月の地区調査会の日程と今後の会議日程を載せてございますので、また後ほどご確認いただきたいと思います。事務局から以上になります。よろしく申し上げます。

曾根会長代理 ありがとうございます。それでは以上をもちまして第20回の総会を終了といたします。本日はご苦労さまでした。ありがとうございます。